



第 8 章 公共施設

8.1 公共施設に関する事項

道路や河川、それに架かる橋梁、公園なども、良好な景観を形成するための要素のひとつです。

高知市では、平成8年の高知市都市美条例（旧条例）に基づき、道路、河川、公園その他の公共施設の整備改善及び建築物の建築等を行う場合には、都市美（良好な景観）の形成に関し、先導的な役割を果たすため、「公共施設デザイン指針」を策定し、事業を行ってきました。景観計画においてもこの趣旨を踏襲しながら具体的な整備方針を定めます。



図 景観に配慮を要する公共施設



8.1.1 道路に関する事項

道路空間は、都市内で見通しの良い空間であり、連続したまちなみ景観が得られるため、都市のイメージを決定づける要素のひとつです。また、都市内の道路空間は、建築物内部と並ぶ市民の活動の中心であり、屋外活動の多くは道路で行われます。そのため道路の景観には、その都市の活力が示されます。

大規模な街路は、目抜き通りとして、都市の格式をつくり、商店街は街のにぎわいを映し出し、裏通りや路地では、地域のコミュニティの様子を見てとることができます。

道路の整備は、歩行者の安全と円滑な交通の確保を最優先とし、整備方針により行います。

8.1.2 河川に関する事項

河川は道路と同様に都市部で見通しの良い大規模な空間であり、都市のイメージに重要な役割を果たします。また、河川は自然の象徴であり、都市部では、その都市の自然の豊かさを表しています。

さらに、河川は都市での生活の快適性の象徴でもあります。水際の緑地やプロムナード、河川沿いのまちなみのあり方は、都市の魅力の重要な要素です。

河川の整備は、治水の確保と堤防の機能を最優先とし、整備方針により行います。

8.1.3 公園に関する事項

公園は、市民の憩いの場として地域のコミュニティを育む場所です。

さらに都市部の公園は、草木のみどりによって環境負荷の低減や地域にうるおいを与えています。また、高台にある公園は眺望点として、たくさんの人で賑わいます。

公園の整備は、整備方針により行います。

8.1.4 橋梁に関する事項

橋梁は、河川などにかかり良好な河川景観などに大きな影響を与えます。

河川敷や護岸からは、その容姿・形態が河川や港湾と一体となった景観をつくります。また、その橋梁からは、河川や港湾・海洋への良好な眺望を得ることができます。

橋梁の整備は、整備方針により行います。

8.1.5 公共建築物に関する事項

公共建築物は、小中学校や図書館などの文教施設や、消防署や庁舎といった事務所、また浄水場やポンプ場などの生活関連施設といったさまざまなものがあります。これらの中で、たくさんの人が利用する文教施設や事務所は、さまざまな人に使いやすい施設であることが求められています。

また、良好な景観形成を行うため、全ての建築物の先導的な役割を担う必要があります。

公共建築物は、整備方針により行います。

8 .2 道路の整備方針

1. 美しい眺めを守ります

方針 眺める対象としての公共施設

気候風土に適した街路樹を積極的に取り入れて、計画・整備を行います。
沿道の風景の美しさを阻害しないようにするために、道路そのものが目立ちすぎないように配慮します。

方針 視点場としての公共施設

良好な眺望を得られる場所は、視点場 となるように計画・整備を行います。

2. 豊かな自然を育みます

方針 みどりのネットワークの形成

生き生きとした生態系を市街地まで誘導し、市民が気軽に自然とふれあうことができるよう街路樹を積極的に取り入れて、計画・整備を行います。

方針 生態系に配慮した公共施設のデザイン

豊かな自然を著しく破壊することのないように計画・整備を行います。

3. 歴史・風土に配慮した美しいまちなみを創ります

方針 歴史・風土を伝える公共施設

地域の歴史・風土といった特性に配慮した計画・整備を行います。
既存のまちなみの保全・共存への配慮を行います。
沿道の歴史・風土を感じさせる風景を生かすため、道路そのものが目立ちすぎないように配慮します。

4. まちの賑わいをつくります

方針 地域コミュニティ形成のための公共施設

歩行者の安全が十分に確保できる場所では、市民の憩いの場となるような計画・整備を行います。

方針 使いやすく安全な公共施設

夜間の安全性に配慮した計画・整備を行います。
さまざまな人に使いやすいデザインとした計画・整備を行います。

5. 市民参加の景観づくりをすすめます

方針 市民と行政の協働によるまちづくり

近隣住民との合意形成が図れるようにアンケートやワークショップ などをを行い、住民参加のまちづくりを行います。
道路の美化活動など市民と行政が一体となった公共施設の管理を行います。



8 .3 河川の整備方針

1. 美しい眺めを守ります

方針 眺める対象としての公共施設

川沿いの風景の美しさを強調するために、河川構造物が目立ちすぎないように配慮します。
護岸などの河川の構造物は、できるだけ自然材料を用いることにより、美しい河川景観を生み出します。

方針 視点場としての公共施設

河川は見通しがよく良好な眺望が得られる場所は、視点場となるように計画・整備を行います。

2. 豊かな自然を育みます

方針 みどりのネットワークの形成

生き生きとした生態系を市街地まで誘導し、市民が気軽に自然とふれあうことができるように、風土に適した緑化を進めます。

豊かな自然を著しく破壊しないように計画・整備を行います。

3. 歴史・風土に配慮した美しいまちなみを創ります

方針 歴史・風土を伝える公共施設

川面へ降りる階段など、かつての川と人との関わりを今に伝える建造物を、保存します。

地域の歴史・風土といった特性に配慮した計画・整備を行います。

沿道の歴史・風土を感じさせる風景を生かすため、河川そのものが目立ちすぎないように配慮します。

4. まちの賑わいをつくります

方針 地域コミュニティ形成のための公共施設

良好な河川景観とふれあうことが出来る沿道の計画・整備を行います。

川沿いの桜並木や、船着き場など、市民の憩いの場の計画・整備を行います。

河川敷でのイベントに対応した計画・整備を行います。

5. 市民参加の景観づくりをすすめます

方針 市民と行政の協働によるまちづくり

近隣住民との合意形成が図れるようにアンケートやワークショップなどを行い、住民参加のまちづくりを行います。

河川の美化活動など市民と行政が一体となった公共施設の管理を行います。

8 .4 公園の整備方針

1. 美しい眺めを守ります

方針 眺める対象としての公共施設

緑の少ない都心部では美しい風景の一部としての役割を担うように計画・整備を行います。

方針 視点場としての公共施設

河川や海、山なみやシンボリックな建築物など、高知らしい風景への視点場としての計画・整備を行います。

2. 豊かな自然を育みます

方針 みどりのネットワークの形成

道路や河川によって誘導した生き生きとした生態系を、市民が直接自然とふれあえる場所として、樹木を積極的に計画・整備します。

方針 生態系に配慮した公共施設のデザイン

豊かな自然を著しく破壊することのないように計画・整備を行います。

3. 歴史・風土に配慮した美しいまちなみを創ります

方針 歴史や風土を伝える公共施設

地域の歴史・風土といった特性に配慮した計画・整備を行います。
遊具や付属する施設は、地域の歴史・風土に適した計画・整備を行います。

4. まちの賑わいをつくります

方針 地域コミュニティ形成のための公共施設

市民の憩いの場や、子供たちの安全な遊び場となるような計画とします。
画一的でなく地域の多様なニーズ に対応できるような計画・整備を行います。
公園でのイベントに対応した計画・整備を行います。

方針 使いやすく安全な公共施設

さまざまな人に使いやすいデザインとした計画・整備を行います。
大規模な公園は、避難場所としての使用に配慮した計画・整備を行います。

5. 市民参加の景観づくりをすすめます

方針 市民と行政の協働によるまちづくり

近隣住民との合意形成が図れるようにアンケートやワークショップなどを行い、住民参加の計画づくりを行います。

公園の美化活動など市民と行政が一体となった施設管理を行います。



8.5 橋梁の整備方針

1. 美しい眺めを守ります

方針 眺める対象としての公共施設

周囲の風景との調和に配慮した、美しい色彩・形態のデザインとします。
河川などから見えることを意識した色彩・形態のデザインとします。

方針 視点場としての公共施設

川や海、山なみ、シンボリックな建築物などの、高知らしい風景への視点場としての計画・整備を行います。

2. 豊かな自然を育みます

方針 みどりのネットワークの形成

道路や河川によってそれぞれ誘導した生態系を、結節する地点とするとともに市民が直接自然とふれあえる場所として、緑化を積極的に計画・整備します。

方針 生態系に配慮した公共施設のデザイン

豊かな自然を著しく破壊することのないように計画・整備を行います。
橋詰めから河川敷への動線を整備し、河川の豊かな自然とふれあう機会を設けます。

3. 歴史・風土に配慮した美しいまちなみを創ります

方針 歴史・風土を伝える公共施設

地域の歴史・風土といった特性に配慮した計画・整備を行います。
歴史・風土が感じられる場所では、それらと調和のとれた素材を活用します。

4. まちの賑わいをつくります

方針 地域コミュニティ形成のための公共施設

花火や祭りなどのイベントの視点場としての利用に配慮します。

方針 使いやすく安全な公共施設

夜間の安全性に配慮した計画・整備を行います。
さまざまな人に使いやすいデザインとした計画・整備を行います。

5. 市民参加の景観づくりをすすめます

方針 市民と行政の協働によるまちづくり

近隣住民との合意形成が図れるようにアンケートやワークショップなどを行い、住民参加の計画づくりを行います。

橋梁の美化活動など市民と行政が一体となった施設管理を行います。

8 .6 公共建築物の整備方針

1. 美しい眺めを守ります

方針 視点場としての公共施設

良好な眺望が得られる場所は、視点場となるように配慮した計画・整備を行います。

方針 眺める対象としての公共施設

それぞれの地域にふさわしいデザインとし、見られることを意識した計画・整備を行います。

2. 豊かな自然を育みます

方針 みどりのネットワークの形成

みどりのネットワークを形成するためには、宅地内の緑化も重要な役割があるため、一般建築物の先導的役割を果たすため緑化を行います。

方針 生態系に配慮した公共施設のデザイン

豊かな自然を著しく破壊することのないように計画・整備を行います。

3. 歴史・風土に配慮した美しいまちなみを創ります

方針 歴史・風土を伝える公共施設

地域の歴史・風土といった特性に配慮した計画・整備を行います。

歴史・風土が感じられる場所では、それらと調和のとれた素材を活用します。

方針 まちなみに適した公共施設

既存のまちなみの保全と共存に配慮した計画・整備を行います。

4. まちの賑わいをつくります

方針 地域コミュニティ形成のための公共施設

花火や祭りなどのイベントの視点場としての利用に配慮します。
市民の憩いの場となるような計画・整備を行います。

方針 使いやすく安全な公共施設

さまざまな人に使いやすいデザインとした計画・整備を行います。

5. 市民参加の景観づくりをすすめます

方針 市民と行政の協働によるまちづくり

近隣住民との合意形成が図れるようにアンケートやワークショップなどを行い、住民参加の計画づくりを行います。

公共施設の美化活動など、市民と行政が一体となった施設管理を行います。



